資料４ー⑵警察庁作成

様式２

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

（分野名）９．メディアにおける男女共同参画の推進

（施策名）（１）女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

１　主な施策の取組状況及び評価

＜主な施策の取組状況＞

イ　インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

○　現行法令の適用による取締りの強化

有識者等による「総合セキュリティ対策会議」において、インターネット上の違法情報、有害情報に関する相談窓口である「ホットライン」の必要性及びその運営の在り方について検討を行い、平成18年３月に報告書を取りまとめた。これを踏まえ、警察庁では、平成18年６月に民間委託により、一般のインターネット利用者からの同情報に関する通報を受理するインターネット・ホットラインセンターの運営を開始している。

都道府県警察では、インターネット上の違法情報・有害情報の有無を調査するサイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターからの通報等によりこれらの情報の把握・削除依頼に努めるとともに、違法情報について厳正な取締りを推進している。

＜評価＞

上記取組により、男女共同参画基本計画の要請を満たしていると評価できる。

２　今後の方向性、検討課題等

イ　インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

○　現行法令の適用による取締りの強化

引き続き、ホットラインの活用等による違法情報・有害情報への対策を推進する。

３　参考データ、関連政策評価等

○　インターネット・ホットラインセンターの通報受理件数

平成20年　135,126件

平成19年　84,964件

平成18年（６月～12月）　29,105件